

## 高梁市生活管理指導員派遣事業実施要領

平成 25 年 12 月 18 日  
要 領 第 7 号  
改正 平成 27 年 5 月 20 日 要領第 2 号

### (趣旨)

第 1 条 この要領は、高梁市老人福祉対策事業実施要綱(平成 16 年高梁市告示第 20 号。以下「要綱」という。)に基づく、高梁市生活管理指導員派遣事業(以下「事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (事業の内容)

第 2 条 この事業は、日常生活に関する支援が必要な高齢者に、ホームヘルパーによる家事の支援等(以下「支援」という。)を提供するものとする。

2 支援は、週 2 回及び 1 回当たり 1 時間 30 分を上限とし、市の決定に基づき実施するものとする。

### (対象者)

第 3 条 対象者は、市内に住所を有し、現に居住しているおおむね 65 歳以上の者で一人暮らし、高齢者のみの世帯又はこれに準ずる世帯の高齢者であって、日常生活上の援助が必要と認められた者で、介護保険の要支援及び要介護認定者を除く者とする。

### (利用申請)

第 4 条 事業を利用しようとする者は、要綱に定める老人福祉対策事業利用(変更)申請書を市に提出するものとする。

### (利用料)

第 5 条 利用者は、支援時間が 30 分以上 1 時間未満の場合 220 円、1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 280 円を納入するものとする。

### (経理)

第 6 条 事業に係る会計を他の事業と区別し、管理するものとする。

### (事業の推進)

第 7 条 事業の実施にあたっては、広く住民の理解を求め、積極的な協力が得られるよう周知に努めるものとし、保健福祉関係機関と密接な連携を保ち、事業の円滑な実施に努めるものとする。

附 則 (平成 25 年要領第 7 号)

この要領は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年要領第 2 号）

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。